

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み		担当課	現状と課題		令和8年度までに目指す方向性		令和7年度の予定・計画	
1	人権の尊重	①	人権に関する啓発活動の推進	1	市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動。人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施。	社会福祉課	パンフレットや啓発物を配付し、人権啓発に務めている。	引き続き、パンフレット等を活用して啓発活動を推進する。	同左				
				1	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施。小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施。	社会福祉課	保育園、幼稚園等における人権啓発活動や人権啓発講話を実施している。	引き続き、幅広い年代層に向け、人権問題に関する啓発広報活動に取り組む。	同左				
				2		人権週間に合わせた市内啓発広報活動、覚小・中学校での人権講話の実施。市職員対象の人権研修の実施。	社会福祉課	人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。	引き続き、人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。	同左				
		②	人権教育の推進	3	12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	高齢福祉課	高齢者の虐待を予防するため、年1回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催している。また、高齢者虐待防止、虐待の早期発見のため、地域包括支援センター、警察署、保健所、民生委員等と連携強化を図り、情報提供を呼びかけている。	高齢者の人権を守る観点から、高齢者虐待の予防啓発を行い、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見ができるよう今後も関係機関との連携強化を図る。	高齢者虐待の予防啓発を広報紙、ホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。				
				4		児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施。	学校教育課	児童・生徒に対して校長講話を実施。人権に対しての啓発活動を行っている。	継続して校長講話を実施し、啓発活動に取り組む。	人権週間における校長講話により、人権に係る啓発活動を行う。				
③	人権相談窓口の充実	1	奇数月(第2水曜日)に人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。	市内4地区での人権よろず相談の実施。人権擁護委員の日(6月1日)に合わせた市内2地区で啓発活動の実施。	社会福祉課	奇数月に1回、市役所にて人権擁護委員による人権よろず相談を実施している。実施していない日は名古屋法務局の電話相談等にて対応を行う。	引き続き、人権擁護委員による人権よろず相談や名古屋法務局の電話相談等にて、人権に関する相談の対応に応じる。	同左						
2	男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	①	広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	広報及びホームページで講演会の開催案内。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	生涯学習課	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っている。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っていく。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	同左				
				1	男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、えみの会や女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により、企画運営を行います。	今年度においても年1回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施していく。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っている。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っていく。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	今年度は以下の通り、講演会を実施予定。日時:令和7年10月18日(土)13:30～ 場所:清洲市民センター 1階ホール 講師:吉田 あけみ 氏 演題:「これって、ただの思い込み? アンコンシャス・バイアスに気づきましょう」				
		③	広報物のガイドラインの活用	1	市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る。	人事秘書課	広報連絡員会議(例年5月開催)で周知した。写真やイラストを使用時に、男女の対等な表現に配慮している。 ・数的バランス ・行為やジェスチャーでのバイアスに配慮(料理する人物は男女両方載せるなど)	広報紙や刊行物について、ガイドラインが生かされているかのチェック体制を構築する。	広報紙は校了前に広報担当者複数人で全文読み合わせを実施しており、ここでガイドラインに沿った表現となっているかチェックを行う。				
				2		各課にガイドラインの活用を促すよう、広報担当部署と連携し、各課への周知を図る。	生涯学習課	清須市男女共同参画表現ガイドライン「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン ～一緒に考えよう! その表現!～」は平成28年10月に作成しているため、現状に合わせた見直しが必要である。	第2次男女共同参画プラン(見直し版)を令和8年度に策定する際に併せてガイドラインの見直しをする。	引き続きガイドラインの活用を図る。				
3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①	学校等における男女平等を推進する教育の充実	1	学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していきます。	道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施。市校長会、市教頭会等会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発を促す。	学校教育課	各教科及び学級活動の時間に、人権に関する授業を行っている。また、人権に関するポスター等の啓発活動及び呼びかけなどを行っている。教職員等に対しては市校長会、市教頭会等の会議で啓発している。令和4年度から小中学校の名簿を男女混合名簿に変更した。	引き続き、人権尊重や男女平等意識について授業で取り組み、教職員等に対して意識啓発に取り組む。	男女の相互理解を深めること、お互いの人権を尊重することの大切さについて、意識できるよう取り組みを進める。教職員においても人権意識の向上や相互理解の大切さを意識できるよう啓発活動に努める。				
				②	男女共同参画に関する学習機会の充実	1	市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知。	生涯学習課	講演会の開催及び啓発・周知を行っている。	講演会の開催及び啓発・周知を行っていく。	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知を行う。		

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
1	市におけるポジティブアクションの推進	①	附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	1	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	人事秘書課	表彰者審査委員会の女性委員登用率の実績は55%以上であり、目標を達成している。特別職報酬等審議会は、必要の都度、開催するものであり、ここ数年は開催していない。	表彰者審査委員会の女性登用率は現状を維持し、特別職報酬等審議会は組織する際には30%以上の登用を図る。	現在の登用率を維持できるように努める。
				2		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	企画政策課	委員は役職による登用が多いため、関係機関における人事異動等の影響が大きい。	第2次男女共同参画プランに定める40%以上を達成できるよう登用を図る。また、令和7年度からを計画期間とする清須市第3次総合計画についても、同程度の目標値を設定することで、計画間の整合を図る。	清須市第3次総合計画(前期計画)で定める目標値「40%以上60%以下」を達成できるよう登用を図る。
				3		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	総務課	総務課の行政係が所管する行政委員会及び審議会の女性委員の登用は30%以上と進んでいるが、交通防犯係が所管する交通安全関係の審議会への女性委員の登用は進んでいない。交通安全関係の審議会委員は各関係機関の特定の職の方を充て職として登用しているので、男性が多い傾向にある。	特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。	特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。
				4		「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	危機管理課	関係機関において、代表者をそのまま委員として登用するため、積極的な女性登用を進めることが難しい。ただ、各委員に女性の重要性について周知をしている。	地域防災計画の中に「男女双方の視点等に配慮した」という内容が盛り込まれており、今後も女性の登用を積極的に考えていく。	委員として参加してもらえる女性団体があるか確認し、防災委員の枠を拡大する事を検討する。
				5		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	税務課	該当無し (※税務課では所管となる附属機関、委員会を持たないため)	該当無し	該当無し
				6		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	財産管理課	現在、委員会等の設置予定はない。過去において清須市公共施設個別施設計画(仮称)策定委員会への女性委員(1名)の登用あり。	今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。	委員会等の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。
				7		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	市民課	記載なし	該当なし	該当なし
				8		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	生活環境課	委員会構成団体の委員に女性が多いため、今後も積極的に女性の委員の登用を行う。	女性の登用率の継続	・委員会構成団体への女性役員登用の働きかけを行う。 ・委員募集の広報等での啓発に努める
				9		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	保険年金課	現在9名の委員中2名の女性委員を登用している。令和7年度の改選時には、1名増員の計10名を選任する予定である。今後も積極的に女性委員を登用するよう努めていく。	現在の国民健康保険運営協議会委員は令和7年10月31日で任期が終了する。これまでの取り組みを継続・維持できるよう改選を行う。	次期委員選任時に女性委員が4名になるよう努める。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み		担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
1	市における ポジティブ アクションの 推進	①	附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	10	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	産業課	産業課管轄の委員会では、少しずつ女性委員が増えつつあるが、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高い。	全ての委員で女性の割合を2〜3割へ引き上げる。	引き続き女性委員の登用に向けて周知する。	
				11		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	高齢福祉課	高齢福祉課の附属機関、委員会での女性委員の登用は、全体の委員数に対して女性の割合は半数程度となっている。	今後の委員の選任においては、女性が参画できるよう積極的に働きかける。	今後の委員の選任においても、女性が参画できるよう積極的に働きかける。	
				11		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	こども家庭課	充て職のため女性委員が減少している。 清須市要保護児童対策地域協議会では17人中13人を登用しています。	審議会及び協議会において女性委員の登用に努める。	減少することがないように現状維持に努める。	
				12		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	児童保育課	現状を維持していく。	現状を維持していく。	清須市子ども・子育て審議会において、女性委員の登用を進める。	
				12		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	健康推進課	健康づくり推進協議会委員について15人中6人が女性委員となっている。	引き続き、女性委員の登用に努める。	引き続き、女性委員の登用に努める。	
				13		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	社会福祉課	障害支援区分認定審査会に女性委員が不在	女性委員の登用	女性委員の登用	
				15		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	都市計画課	現在登用されている女性委員数を確保	現在登用されている女性委員数を確保（都市計画審議会は議員2名が委嘱されており毎年委員が代わるので女性委員数に変化がある）	現在登用されている女性委員数を確保	
				16		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	学校教育課	現在の教育委員会委員は、5名中2名が女性。その他の学校教育関係の委員会も、適任者へ委嘱している。学校教育関係審議会等には、すべて女性委員がいる。	今後も、適任者へ委嘱していく。	委員の改選時において、適任者へ委嘱するとともに女性委員の登用により、幅広い意見を反映していく。学校教育関係審議会等へは、偏りのないよう、適任者へ委嘱していく。	
				17		付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	スポーツ課	スポーツ推進委員については、令和7年度に役員改選を行ったが、目標値をクリアできたので継続できるよう進める。学校施設開放委員は、人事異動等の影響を受けるため、女性委員を登用できるよう関係機関へのお働きかけが必要となっている。	各委員会委員選出の際に、女性登用の話題を出し、積極的な女性登用を行っていく。	付属機関並びに関連団体に対して、推薦いただく場合の女性推薦を働きかける。	
		18	付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	給食センター	清須市学校給食センター運営委員会は、運営に関する重要事項を審議するため、年1回以上開催している。令和6年度の委員女性登用率は50％であった。なお、本委員会委員は、条例で委嘱・任命する者が規定されており、委嘱期間は1年間で、毎年度交代することになる。	学校給食センター運営委員会委員の構成について、女性登用率50％以上を継続していく。	条例で委嘱・任命する者が規定されているところではあるが、保護者委員について女性の推薦を学校、幼稚園及び保育園に促し、女性登用率50％を目標とする。				
2	女性のエン パワーメント への支援	①	人材の育成と確保	1	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	個人の適性や能力を踏まえ、女性職員の管理職員への登用を促進します。	男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底。	人事秘書課	管理職への登用は、男女の区別はせず個人の適正や能力により行っている。達成率や目標値設定などについては、国の動向や他団体の状況に注視する必要がある。	女性職員の管理職員への登用を推進しないのではなく、男女の区別はせず個人の適性や能力を踏まえ、組織全体で考えて登用する。	現年度と同程度の職員数を登用する。
						小・中学校における女性の役職者の登用を図るとともに、研修や講座等への積極的な参加を支援。	学校教育課	小中学校4役における女性登用率は、31.4％である。人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努めている。	研修や講座等への積極的な参加を支援する。キャリア教育の充実を図るため、情報収集や調査研究に努める。	人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努める。	
						県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会や女性の会等を中心にリーダーの参加を呼びかける。また、県が主催の研修会等の案内があれば周知する。	今後も継続して、県などが行う研修会や講座へ参加を呼びかける。	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。	

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
1	家庭や地域における男女共同参画の促進	①	家庭生活における男女共同参画の促進	1	家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る。	児童保育課	児童館及び子育て支援センターでは、父親の参加しやすい土曜日に親子で参加できる事業を開催し、父親も育児に参加するよう啓発しています。しかし、父親が参加する割合が低いのが課題。	今後も継続して事業を展開し、父親の育児参加を啓発していく。	たんぽぽ園において、父親参加の療育を行う。児童館・児童センターにおいては、母親だけでなく父親も参加できる行事を行う。
				2		体験・参加型のパパママ教室の開催。男性の育児参加への啓発に向けた情報提供。	こども家庭課	体験・参加型のパパママ教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。	教室に、多くのパパが参加できるように普及啓発していく。また、内容も参加者の希望を取り入れるように工夫していく。	休日にパパママ教室を実施したり、人気のある講座の実施回数を増やした。また、内容も体験・参加型の教室を実施することで多くのパパの参加が見られた。
				3		来年度の講演会に向け、男女がともに協力して様々な物事に取り組む意識啓発を促すような内容を検討。	生涯学習課	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っている。	今後も男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っていく。	男女がともに協力して様々な物事に取り組む意識啓発を促すような内容を検討する。
				4	男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	財産管理課	ベビーベッド 北館3箇所 授乳室 北館1箇所 キッズスペース 北館2箇所 バリアフリートイレ 北館3箇所 南館1箇所	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。 南館を改修し、保健センターを整備。駐車場から保健センターまでバリアフリーな導線を確認。ベビーカーごと入る親子トイレ、授乳室を整備。	庁舎西館の新設 全庁舎階層表記の見直し、バリアフリートイレにおけるベビーシートや男性用トイレにもベビーチェアの設置、庁舎におけるバリアフリー化の推進など
				5		男性が興味を持ち参加しやすい講座を開設。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施。	生涯学習課	現状、男性に特化した家事講座は行われていないが、親子講座を実施し、男性も家事・育児へ参加する機会を促した。	男性が興味を持つような家事講座を検討し、計画・実施していく。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を計画する。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施する。
		②	地域活動等への参画の促進	1	男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援。	高齢福祉課	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動を支援していく。また、男性が参画しやすい地域づくりの啓発を勧めていく。	社会福祉協議会の地区サロンの活動支援	社会福祉協議会が実施している地区サロンの活動の広報、ホームページ等によるPRを行う。
				2		家庭や地域社会に係る講座を実施。	生涯学習課	家庭や地域においても、活用できるような生涯学習講座を開催している。	今後も、家庭や地域社会などへの参加しやすいような生涯学習講座を検討し、実施していく。	家庭や地域社会に係る講座を実施する。
				3	町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発。	高齢福祉課	老人クラブなどの地域活動において、男性の参画の機会の提供、参加を促す。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。
				4		講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	生涯学習課	男女共同参画講演会の開催等を周知し、市民への男女平等の理解を深めている。	今後も、男女共同参画講演会等を通じて周知し、市民への男女平等の理解を深めていく。	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。
2	防災分野における男女共同参画の促進	①	防災分野への女性の視点の盛り込み	1	自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、LGBTQなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。 また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人權を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します	自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討。防災会議委員等への女性の積極的な活用。避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討。	危機管理課	男女共同参画の視点から、必要となる生理用品や間仕切等の備品を整備できている。また、新しく市の指定避難所として運用が始まる「五条川防災センター」には男女別の更衣室があり、女性更衣室は授乳スペースを設置した。 自主防災訓練の場で、避難所運営委員に女性の参加の大切さを周知しているが、自治会において積極的な女性の登用に直結していない。	自主防災組織規約の中で、積極的に女性を登用できるような項目等を増やすことを検討し、地域に啓発する。また、自主防災訓練での職員派遣等を通じて、避難所運営における女性の視点の大切さを周知していく。	積極的に自主防災組織への女性の登用を周知するとともに、市が開催する防災講座にて被災者支援に携わるNPO法人に講演していただき、避難所運営に女性が携わることの重要性の理解促進に務める。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策		施策方向	施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①	多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
				2	就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。		産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
		②	仕事と家庭・地域生活との両立の支援	1	子育て支援センターの充実。保護者のパートや病氣入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実。低所得者に配慮した保育料の設定。	児童保育課	保護者の病氣入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になった時の一時保育。子育て支援センターでは子どもが健やかに生まれ育つために環境づくりを推進し、地域における子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の支援。低所得者に配慮した保育料の設定。病児・病後児保育を提供し父母ともに安心して就業できる環境の整備。	現状を維持する。	保育サービスについて、市民の方へ分かりやすく周知を図る。
				2	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	高齢福祉課	介護支援専門員により、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行っている。	今後も介護支援専門員、地域包括支援センターにより、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行う。	介護支援専門員、民生委員、市民等へ介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。
				3	育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者への働きかけを行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができている。	現在、市のホームページやキヨスマに掲載しており、今後も継続していく。
				4	市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進。	児童保育課	広報などで事業者には啓発可能であるが、直接の働きかけをするのは難しい。	周知のため、広報ホームページ等により啓発に努める。	周知のため、広報ホームページ等により啓発に努める。
				5	ファミリー・フレンドリー企業への登録を促進します。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけを行うことができている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけに努めていく。
				6	「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンド企業登録への呼びかけ。	児童保育課	担当外。	担当外。	担当外。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
2	雇用の分野における男女平等の推進	①	男女の均等な雇用機会の確保と推進	1	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行うことができる。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施している。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施していく。
				1	農業や自営業に従事する家族従業者（主に妻）の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。	尾張農林水産事務事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発。尾張農林水産事務事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行うことができる。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。
				2	協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	尾張農林水産事務事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発。尾張農林水産事務事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及。		産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」等の情報提供や啓発を行うことができる。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」等の情報提供や啓発に努めていく。
3	女性のチャレンジ支援	①	職業能力の向上や再就職への支援	1	関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	あらゆる機会での各種情報提供の推進。県で行う研修等への参加促進。	産業課	産業課管轄の委員会では、男性の占める割合が比較的高く、男女平等参画の理念に迫いつけていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	各種情報提供を行うことができる。	各種情報提供に努める。
				2		各種情報提供に努める。	生涯学習課	各種情報提供に努めている。	引き続き各種情報提供に努めていく。	同左

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画	
1	安心して生活できる福祉サービスの充実	① 高齢者の自立の支援	1 介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、また、総合事業の実施により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	介護保険サービスの利用支援。配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供による自立生活の支援。単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施。介護している家族への支援。介護予防事業の実施。民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨。	高齢福祉課	介護保険サービス、福祉サービス等の提供により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援している。	介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援を継続する。	地域包括支援センター、介護事業所を通じ、介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。
		② 障がい者の自立の支援	1 障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供。	社会福祉課	困り事があり社会参加できていない障がい者の存在がある。 障がいの程度に応じた適正綱サービスを実施する必要がある。	ニーズの把握に努め、事業所等と連携し、適切なサービス提供にも努める。	令和5年度に実施した障害者福祉計画に関連して実施したアンケート結果を検証し、ニーズの把握と適切な福祉サービスの提供を図る。
		③ ひとり親家庭への支援の充実	1 ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当の支給。ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援。自立支援員による就労相談等の支援の充実。	こども家庭課	児童扶養手当等受給者は横ばい状態ではあるが、ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。就労相談はインターネットやハローワークの利用者が増え、市役所の窓口・電話相談は減っているが、相談があった場合は、各機関と連携し、きめ細かく丁寧に支援をしていく。就労に繋がる資格取得を目指し各種学校等の養成機関で修業する方へ自立支援給付金制度の周知及び給付を行う。 家庭生活支援員の派遣については利用する方が今現在ありませんが、希望者があった場合は食事の世話や住居の掃除などの支援をしていく。	ひとり親家庭への各種手当支給を適切に実施していく。児童扶養手当等現況届提出期間(8月1日～31日)にマザーズハローワークによる出張相談日を設け、就労相談等の支援や相談を受け、必要に応じて他機関と連携し自立に向けてきめ細かく丁寧に支援をしていく。	他機関とも連携を取りながら、児童扶養手当等現況届提出期間(8月1日～31日)にマザーズハローワークによる出張相談日を設け、現況届提出時に必要な方には就労相談等を行い、自立した生活が送れるように各種サービス等を提供していく。
		④ 外国人女性への支援	1 2 在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	こども家庭課 生涯学習課	子育てアプリ「キヨスマ」では、6カ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信。 また、公益財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳(英語、中国語ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語)」さらに電話相談(11言語対応)を併せて活用することも推奨している。	子育てアプリ・愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳」「電話相談」の周知、名古屋国際センター行政相談(3者通訳システム)等他機関と連携し相談支援を充実していく。	子育てアプリ等で市の子育て情報等を配信、他機関と連携し、外国人に対して情報提供や相談支援を行う。
2	生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援	1 女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発する。	市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導即時実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。	健康推進課	市民女性がん検診(集団検診)を計10日間実施し、約2,000人の市民が受診している。この場で乳がんのセルフチェックや骨粗しょう症予防の指導を実施している。令和6年度より個別検診の自己負担金を集団検診と同額にした。	がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるために、節目年齢の女性への無料クーポン券の配布、要精密検査者に個別に受診勧奨を実施、また乳幼児健診で母親向けにがん検診のリーフレットを配布し、若い世代の受診率向上を目指す。	節目年齢の女性への無料クーポン券の配布、広報やホームページで女性の検診に関する周知。女性がん検診受診率の向上。将来のライフプランを考えた日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア」の視点を取り入れた健康教育を実施。出前講座等での啓発の継続をし、令和7年度は新規で女性ための健康講座を実施。
			2 現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。	自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。		健康に関するアンケート調査では、睡眠で疲れがとれていない方が若い世代に多く、メンタルヘルスと睡眠・休養についての啓発が課題。こころの不調が引き起こす自殺の予防に向け、ゲートキーパーの普及や心の相談窓口の啓発を積極的に行う必要がある。講座の参加者は男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	心の健康相談、ゲートキーパー養成講座を継続して実施する他、広報や全戸配布チラシ等で心の不調や相談窓口について啓発する。また『こころの体温計』事業により、ストレスの気づきや早めの心のケアができるようにする。	ゲートキーパー養成講座及びゲートキーパーフォローアップ講座の実施、『こころの体温計』チラシの作成と配布、心の相談窓口の啓発、自殺対策計画の推進。
			3 身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。	健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業実施。		健康日本21清須計画(第3次)及び清須市自殺対策計画(第2次)に基づき、市民が健康づくりに取り組めるよう支援している。健康づくり推進協議会などでその推進を図る。	引き続き、関係機関と協議し、進捗状況を確認しながら計画の推進を図る。	健康日本21清須計画(第3次)及び清須市自殺対策計画(第2次)の推進。
			4 地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるように地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーと食生活改善推進員の育成を支援します。	地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるように年に2回健康づくりリーダー会議を実施し、健康づくりリーダーの育成を支援します。また、食生活改善推進員は月に1回定例会、2年に1回養成講座を実施し、食生活改善推進員の育成を支援する。		健康づくりリーダーが指導者となって実施している健康づくり自主グループ活動が地域で開催されている。指導者・参加者共に男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	健康づくりリーダーは年に2回の会議、食生活改善推進員は2年に1回の養成講座と月に1回の定例会を実施し、活動の支援を継続する。	健康づくりリーダー、食生活改善推進員との連携の充実。

施策		施策方向		施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
2	生涯を通じた健康づくりへの支援	②	母子の健康づくりへの支援	1 妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。	母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握。妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進。	こども家庭課	母子健康手帳交付時の健康相談、妊産婦健康診査や乳児健康診査等の受診票の交付等を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整えている。若年妊娠や望まない妊娠等を含めハイリスク妊婦については、電話連絡や訪問等を適宜行う。また関係機関と連携しながら妊娠から出産・子育てで継続した相談・支援が行えるようにしている。	妊娠期からの関わりが、その後の乳幼児期に至るまでの関係づくりに繋がる。当課のみでなく他課と連携し、子育てに関する情報提供を図り、切れ目のない支援を実施していく。またハイリスク妊婦については、行政のみならず他機関とも連携しサポートを行っていく。	妊娠32週、産後2週に助産師または保健師が電話相談を行い、産前産後の支援を行う。適宜訪問や電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに、母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児指導、相談を行う。
				2 妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。	パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進。	こども家庭課	安心して出産を迎えられるよう「栄養・歯・妊婦体操」「育児体験・沐浴体験」「夫婦で子育て」をテーマにパパママ教室を年14回開催している。妊娠中から父親の協力が得られるよう、教室の中で父親に育児体験や妊婦体験を促し、育児参加の重要性を啓発している。	妊娠・出産の知識の普及と、市で行っている施策やサービス等の紹介を行い、支援していく。また、切れ目のない支援の一環としてパパママ教室以外に産後の支援事業を行い、仲間づくりや子育て情報の発信を行っていく。	体験、参加型の内容を継続し、夫やパートナーの参加を促す。市で行う教室の意義を活かし、市の施策やサービス、相談窓口の紹介を行う。また、参加者同士の繋がりが出来るよう、参加者の交流の場を設定する。
				3 子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート。「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知。	こども家庭課	健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、こどもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、児童保育課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域の繋がりの希薄化により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で不安がある親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。	母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。	こども家庭センターとして、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げる。
				4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供します。	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」の理解の促進	こども家庭課	3歳児健康診査時にリーフレットを配布している。現在、学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。	性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、学校教育課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることができるよう、情報を提供していく必要がある。	学校教育課と連携し、要望のあった学校へ思春期教室を実施することで、若年世代への性に関する知識の普及、啓発を行う。
					思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」の理解の促進	学校教育課	学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。	性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、健康推進課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることができるよう、様々な情報を提供していく必要がある。	健康推進課等との連携を図り、思春期保健に関する情報提供の機会を創出する。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み		担当課		現状と課題		令和8年度までに目指す方向性		令和7年度の予定・計画	
1	DVの防止に向けた情報提供や啓発	①	暴力根絶のための啓発の充実	1	DV、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。	DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置。「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発。「広報清須」や市のホームページにおける周知（「女性に対する暴力をなくす運動」推進月間の11月に実施）		こども家庭課	広報やホームページにて周知・啓発記事を掲載し、南館1階・北館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置している。	広報やホームページへの掲載とともに、南館1階・北館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置し、継続して啓発活動を行っていく。	広報やホームページへの掲載とともに、南館1階・北館のトイレに相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置し啓発周知を図る。				
								産業課	周知が徹底されていない。	啓蒙活動を行うことができています。	啓蒙活動に努める。				
				2		児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発。	社会福祉課	通報のあった、障がい者虐待の対応をしています。事業所や市民への。障がい者虐待防止の啓発、またその土壌を作らないよう、事業者や介護者からの相談があった際は市としての丁寧な対応が求められると感じています。	DVをはじめとした暴力の根絶。	関係機関や事業所等への虐待防止の啓発や、通報や相談に応じ、虐待対応をしていく。					
											3	児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	こども家庭課	児童虐待防止推進月間に広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載し、啓発月間には庁舎内及び市内施設・市内医療機関等に児童虐待防止ポスターの配布及び掲示をした。
				4		リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動。関係課・関係機関との連携強化。	産業課	リーフレットやチラシを配架しているが、周知が行き届いていない。	啓蒙活動を行うことができています。	啓蒙活動に努める。					
											4		高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実施による、虐待防止の啓発活動。「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ。	高齢福祉課	高齢者虐待防止については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で虐待防止、早期発見の啓発に努めている。
				5	被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動。関係課・関係機関との連携強化。	産業課	リーフレットやチラシを配架しているが、周知が行き届いていない。	啓蒙活動を行うことができています。	啓蒙活動に努める。					
												「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した啓発活動。母子保健推進員研修会における啓発活動。	こども家庭課	広報やホームページに児童虐待に関する記事を掲載し、市内医療機関等にポスターの配布及び掲示をした。乳幼児健診時に虐待予防啓発チラシを配布し、民生委員には4月及び11月・校長会においては4月に児童虐待の通報を含めた啓発を行った。	広報やホームページ・チラシ等を活用し、母子保健推進員やファミリー・サポート・センター提供会委員向けに、DVや児童虐待についての理解をしていただくための講座を開催。乳幼児健診時には虐待予防啓発チラシを配布し、民生委員や校長会においても必要性について継続して啓発活動を行っていく。
		②	若年層に対する予防啓発	1	若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。	高等学校及び大学での講座の実施。DV相談に関する啓発カードの公共施設への設置。	こども家庭課	デートDVに対する出前講座の実施はまだないが、家庭内DVに合わせてデートDVの啓発が必要になると考えている。	高校及び大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	高校及び大学から講座の要請等があった場合に対応していく。					
				2		小・中学校での人権教育の促進。	学校教育課	家庭内DVに併せてデートDVの啓発が必要になると考えている。	保健体育や道徳の授業などで実施する方向で、関係機関と検討していく。	啓発の機会を創出できるよう調整を図る。					

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
2	相談・連携体制の整備・充実	①	相談体制の整備・強化	1		青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	こども家庭課	相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加している。	今後も相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加していく。	相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加していく。
				2		青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	学校教育課	市採用の学校スクールカウンセラーには、年2回研修実施。家庭教育相談員(スクールソーシャルワーカー)は、こども家庭課と連携を取りながら対応している。	引き続き、研修を実施し資質向上を図るとともに、関係機関との情報共有等の連携に努める。	関係機関等との情報連携に努め、研修を通じて、相談員等の資質向上を図る。
2	相談・連携体制の整備・充実	②	相談業務の周知・啓発	1		市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める。	人事秘書課	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	継続的に広報紙へ相談窓口の記事を掲載していく。
				2		「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る。	社会福祉課	市のホームページに相談窓口の周知や虐待予防について周知しています。	相談窓口を啓発し、速やかな対応を実施。	引き続き、相談窓口の啓発と、通報や相談があった際は、速やかに虐待調査を実施し、対応していく。
				3		広報紙や市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	こども家庭課	「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発をしている。	今後も「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発を継続していく。	「広報清須」や市ホームページ、「子育て応援ガイド」、子育てアプリ「キヨスマ」を通じて、子育てに関する悩みや困りごと相談、家庭相談、女性相談等の案内を掲載し利用者に啓発を継続していく。
				4		「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。	高齢福祉課	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。	市民の意識啓発が図れるよう、広報等の媒体を通じて、引き続き周知する。	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。
		③	連携体制の充実	1		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	人事秘書課	市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。
				2		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	企画政策課	・関係機関と連携した専門的な相談への対応。 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。	状況に合わせた柔軟な対応並びに行動ができるよう情報共有を行う。	情報共有に努める。
				3		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	総務課	西枇杷島警察署とは、防犯事業等を通じて平常時から、情報共有・信頼関係を保って迅速に対応できるよう体制を整えている。プロジェクトチームの設置までは至っていないが、概ね市役所内の連携体制及び情報共有体制は構築できている。	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。
				4		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	危機管理課	関係機関との連携体制構築を進めているが、避難所の運営等に職員が配備されるため迅速な情報提供体制の構築が困難。	DV被害者が安全・安心に避難生活を過ごせるようにする。	情報を連携できる協力体制の構築を推進するとともに、情報連携体制に不備がないか確認するための訓練の実施について検討する。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策		施策方向		施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
				5	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	税務課	・関係機関との連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援者への支援の実施 ・市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームを設置 ・固定資産税等の他市町村との関係機関との情報共有	関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	COKASでの証明書発行の際、付箋及び警告情報がついている場合は確認してから発行する。
2	相談・連携体制の整備・充実	③	連携体制の充実	6	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	財産管理課	(財産管理課) 市役所内の情報共有ができていない。	情報共有に努める。	市役所内における各課間の情報共有に努める。
				7	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	市民課	支援措置に関する要綱及びマニュアルを調査し、整備。 申出を収受し、住民票、戸籍附票の発行を制限、市役所内及び関係市町村に支援措置の対応を依頼。	引き続き、支援措置の実施に取り組んでいく。 現在は総務省の住民基本台帳法施行令及び省令等に基づき、各市区町村ごとに要綱等を作成しているが、統一した仕組みがあれば、全国どこの市区町村でも同じ対応ができる。DV被害者等の身の安全を確保するため全国統一の取扱いとなる法制度の整備を要望していく。	支援措置に関する要綱及びマニュアルの整備。 支援措置申出者名簿の更新。 中間サーバー開示制限の設定。 選挙人名簿閲覧の報告。 固定資産台帳情報の連携。
				8	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	保健年金課	庁内関係部署等との連携が希薄	該当なし	庁内関係部署や関係機関との連携を密にし、情報共有を図る。
				9	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	産業課	周知が徹底されていない。	該当なし	啓蒙活動に努める。
				9	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	社会福祉課	庁内関係部署や、社会福祉協議会、障がい者サービス提供事業所などの、情報共有や連携体制を図り、虐待対応していく。	専門的な相談対応の実施。	引き続き、庁内関係部署や、社会福祉協議会、障がい者サービス提供事業所などの、情報共有や連携体制を図り、虐待対応していく。
				10	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	生活環境課	引き続き、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援も実施するように継続する。	庁舎関係部署や、警察棟、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行っていく。	庁舎関係部署や、警察等、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行う。
				11	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	こども家庭課	相談内容によって、各関係機関と連携し、市役所内の他部署とも情報共有を図り、被害者への最善の支援体制に務めている。また、被害者の居住地が市外にある場合は、居住地の市役所との連携も内容によって必要なケースもある。	今後も継続的に、庁内・他機関含めた各関係機関と今以上に連携を深めて対応していく。	相談内容によって、各関係機関(庁内・他機関含め)と今以上に連携を深めて適切な対応に努める。
				12	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	健康推進課	今後も他機関と情報共有・連携を図り、必要時には対象者へ支援を行う。	関係機関との連携を充実し、必要時には迅速に対応できる体制を構築する。	こども家庭課や社会福祉課等の関係課及び機関と情報共有と連携を図った。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策		施策方向		施策内容		具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和7年度の予定・計画
				13		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	高齢福祉課	高齢者虐待は市役所(高齢福祉課)と地域包括支援センターが通報受付窓口になっている。虐待の疑いがある場合は速やかに事実確認を行い、虐待の認定の有無を判定し、対応方針を決定する。必要に応じて庁内外関係部署、介護事業所、警察署等と情報共有、協力依頼を行いながら、被害者への支援を行っている。	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。
2	相談・連携体制の整備・充実		連携体制の充実	14		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	都市計画課	該当なし	該当なし	該当なし
				15	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	学校教育課	生徒指導推進協議会においてPTA、警察、防犯協会、民生児童委員と連携をとり生徒指導を推進している。家庭教育相談員(警察OB)を設置し、家庭内での暴力等の相談時には、警察と連携を取っている。	引き続き、警察、他の関係機関や団体等と連携をし対応していく。	警察等、他の機関との情報連携に努める。
				16		関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	スポーツ課	関連団体等と連携を密にし、情報共有を図ることで事態の悪化を防止できている。今後についても、継続した情報共有等を実施するため連携体制を推進していく。	各団体とのさらなる連携を深めるため、相互のイベントに補助員を派遣するなどを行っていく。	関連団体と協力、連携し、専門的な相談窓口へ誘導する。虐待通報時については、関係機関との情報共有・被害者の支援等を実施する。
3	被害者に対する支援の推進	①	一時的な保護、支援の実施	1	DV被害者を一時的に保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡旋等を行います。	希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援。関係機関との連携。	こども家庭課	DV被害者から相談があり加害者からの暴力から身を守りたい意思があった場合、一時保護し、関係機関と連携し、母子生活支援施設へ入所させている。	DV被害者の状況に応じて、一時保護や施設入所の対応を行う。入所者に対しては、施設退所に向けて自立した生活ができるように、継続して関係機関と連携しながら対応する。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。入所者へは、退所に向けて自立した生活ができるように就労等支援を行う。
		②	自立支援体制の確立	1	DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援。被害者の自立に向けた計画の作成。	こども家庭課	母子生活支援施設には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、さまざまな心配ごとを相談できる母子指導員が配置されており、母子の生活指導を行う自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っている。さらに、利用者の方と一緒に自立に向けた計画を作り、支援している。	DV被害者の立場に寄り添い、継続して関係機関(母子生活支援施設の母子指導員)と共に自立に向けた長期的な支援を行う。	DV被害者に対して、退所に向けて自立した生活ができるように相談支援・経済的支援等利用できる制度等の説明や対応を行う。